

社会法判例研究（第二十回）

社会法判例研究会
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

原田，啓一郎
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/2176>

出版情報：法政研究. 66 (3), pp.441-453, 1999-12-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：



社会法判例研究（第二〇回）

社会法判例研究会

国民健康保険料と租税法律主義―旭川市国民健康保険条

例違憲訴訟第一審判決

国民健康保険料賦課処分取消請求事件、旭川地判平一〇・四・二二、一部認容、一部却下（控訴）、判時一六四一号二九頁

原 田 啓 一 郎

【事実の概要】

一 Y市在住原告X及びその妻は、平成六年四月一二日、Y市国民健康保険条例（以下「本件条例」という）八条に規定に基づき、被告Y市が保険者である国民健康保険の一般被保険者資格を取得した者である。Xらの保険料は、Xを世帯主とし、世帯主であるXから徴収されている（国民健康保険法（以下「法」という）七六条及び本件条例八条の三）。

被告Y市は、国保法及び地方自治法に基づく国民健康保険事業を運営する保険者であり、法及び本件条例の定めるところによって国民健康保険料（以下「保険料」という）を徴収している。

二 Xは平成六年七月一四日付、同七年六月一六日付および同八年六月一七日付の各年度保険料納入通知書によって保険料賦課処分をうけた。

三 Xは平成六年八月三日、同七年六月一二日および同八年六月二二日に、各年度の収入が生活保護基準の約四五〇パーセントであるため、生活保護適用に準じて、平成六年度の保険料の減免を申請した。

各年度のXの減免申請理由が、本件条例および本件条例施行規則の減免基準に該当しないことから、Xに対し、各年度ごとに減免非該当の通知がなされた。

四 これを不服として、Xは、平成六年度および同八年度の賦課処分についてA国民健康保険審議会（訴外）に審査請求をしたが、いずれも棄却する旨の裁決を受けた。なお、平成七年度の各処分については、Xは審査請求をしていない。

以上の事実を前提に、XがY市及びY市町に対して本件

条例は憲法八四条より違憲無効であり、これに基づく本件各賦課処分及び減免非該当処分はいずれも無効であるとして、まず各賦課処分の取消、次にその無効確認、次に各減免非該当処分の取消、ついでその無効確認を求めたのが本件である。

なお、本件の争点は、訴訟要件の争点として①被告適格、②不服申立前置の要否、実体問題として③国民健康保険の保険料に租税法主義の適用があるか否か、④適用がある場合、本件条例の規定が租税法主義に反するか否かである。

【判旨】 一部認容

当事者適格については、被告をY市とし、Y市長に対する請求は却下された。また、不服申立て前置については、同一審査請求について同一の結論になることが明らかであることが予測された場合は行政事件訴訟法八条二項三号の「裁決を経ないことにつき正当な理由がある」にあたるかと判断している。

一 国民健康保険料の性質

「国民健康保険は、①強制加入制であること、②その保

険料または保険税は選択的とされ、いずれも強制的に徴収されるものであること……、③その収入の約三分の二を公的資金でまかない、保険料収入は三分の一にしかすぎないのであるから、国民健康保険は保険というよりも社会保障政策の一環である公的サービスとしての性格が強く、その対価制が希薄であること等の事実を照らせば、このような性質を有する徴収金（保険料）は、保険税という形式を採っていないとしても、民主的なコントロールの必要性が高い点で租税と同一視でき、一種の地方税として租税法（条例）主義の適用があると解するべきである。」

「…保険料という形式を採っていないでも、加入強制に始まって、必ずしも保険給付と対価関係に立たない保険料を強制的に徴収するものである以上、その本質は税と異ならないか、あるいは税に準ずるものといわなければならない。」

二 法八一条の解釈

法八一条の保険料の規定は「（法八一条が）保険料についても賦課要件条例主義と賦課要件明確主義が妥当することを確認的に規定したものと解すべきであって、この趣旨に反する条例は違法であるといわなければならない。」

三 賦課要件条例主義等の内容及び基準

「保険料においても、その賦課要件すべてが条例自体において規定されることが望ましいが、条例が料金等の定を規則等の下位法規に明確に委任し、現に下位法規で明確にされている場合、あるいは、条例の趣旨などに照らした合理的な解釈によって、その内容が明確となっている場合であれば、料率自体を条例に明記しなくとも、租税法律（条例）主義の趣旨に反するものではないというべきである。」

四 本件条例八条の解釈

「本件条例八条は、このように料率算定の基礎となる『賦課総額』について、…各見込み額がいかなる方法で算定されるべきかについて何ら規定もなく、また、右差引額を『基準として』とは、誰がいかなる基準、手続により賦課総額を確定することなのかについても、何ら規定もない。」

「本件条例は、…各見込額の算定、及び右差引額を基準としての賦課総額の確定を賦課権者たる被告市に委任したものと解すべきである。」

「本件条例には、「被告市に委任することを」明示する任意規定はなく、委任に基づき賦課権者が賦課総額を確定す

るに当たつてのよるべき基準及びその確定手続きを定めた規則等の下位法規も一切存在しないから、本件条例は、賦課権者に賦課総額を、その自由な裁量により内部に決定することを委任した趣旨と解するほかはない。」

五 本件条例八条と租税法律（条例）主義との関係

「重要な賦課要件たる賦課総額の確定をこのように広範な裁量の余地のあるままに被告市に委ねた本件条例八条の賦課総額規定は、やはり賦課要件条例主義に反するといわざるを得ない。」

「さらに、本件条例八条の『賦課総額』は前記のとおり積極的に定義付けることは困難な概念であり、本件条例自体は上限も下限も画してはおらず、その金額についての確定は被告市に委ねられているというのであるから、同条の規定が一義的に明確でないことも明らかであり、同条の解釈によつてもそれを明確にできるものでもないから、同条の賦課総額規定は賦課要件明確主義にも違反するというべきである。」

六 本件各賦課処分の違法性

「本件条例八条の賦課総額規定は、賦課総額の確定を賦課権者に委ねた点において、賦課要件条例主義にも賦課要

件明確主義にも違反するというべきであつて、憲法九二条、八四条及びこの趣旨を定めた法八一条に違反しており、右のような賦課総額を基礎として料率を決定する点において本件条例一二条もまた、憲法九二条、八四条、及びこの趣旨を定めた法八一条に違反するというべきである。」

「このように違憲違法な本件条例八条、一二条に基づいてなされた本件各賦課処分は明らかなであり、その違法性の程度において到底軽視しうるものではないから、本件各処分は、いずれも取消を免れない。」

【検討】 結論賛成、判旨若干疑問

一 本判決の特徴と争点

本件は、旭川市国民健康保険条例八条の保険料賦課総額規定が、憲法九二条、八四条、国民健康保険法八一条に違反すると判断された裁判例である。国民健康保険の保険料に関して、国民健康保険条例が憲法九二条及び八四条に違反するとされ、同条例に基づく処分が取り消された先例として秋田市国保事件（秋田地判昭和五四・四・二七判時九二六号二〇頁、仙台高裁秋田支部判昭五七・七・二三判時一〇五二号三頁）がある。国民健康保険の保険料につい

ても租税法主義の適用が認められるとはじめて判示した点に本判決の最大の特徴を見出せよう。

本件は憲法学や租税学のみならず、社会保障法学においても重要な検討材料として大きな意義をもつ。すなわち、本件は、保険料負担の仕組み、すなわち賦課方式の不合理さを租税法主義違反という点から争うものであった。国保強制加入・保険料強制徴収の違憲性が争点となつた小城町国保事件（佐賀地判昭二九・三・一三行集五卷三号、福岡高裁昭三〇・三・二八行集六卷三号、最高裁大法廷昭三三・二・一二最民一二卷二号）以降、国民健康保険法に関する多くの争訟は、拠出原則に基づく保険料負担をめぐる問題として提起されている。そこには、低所得者・高齢者の多い国保加入世帯にとつて、減免規定はあるものの、保険料・税の負担は厳しく、ややもすると所得の低い者ほどその負担が重くなっているきらいがあるという実態上の問題がある。この点につき、これまで「社会保険」と租税法主義を巡る議論に対して、社会保障法学者は十分に参与してこなかったことを指摘しておかなければならない。

前述争点①、②については、重要な論点ではあるが、今回本稿では主に前述争点③、④を検討することにする。

二 国民健康保険料の性質

国民健康保険法では国民健康保険の費用につき、保険者たる市町村が保険料・保険税のいずれとして徴収するかを選択できる仕組みになっている（法七六条）が、法的には原則として保険料徴収をとる規定になっている。しかし、実際には、保険税による保険者が圧倒的に多く、本件のように保険料徴収をしている市町村は約一割にすぎない。

判旨は保険料への租税法主義の適用如何にあたって、まず、保険料の性質について検討を行っている。判旨一は、①強制加入制であること、②強制徴収であること、③公費負担が多く、公的サービスの性格が強いこと、④対価性が薄いこと、といった理由を挙げ、保険料を「民主的なコントロールの必要性が高い」という点で「租税と同一視」している。

一般に憲法学では、租税を「国（地方公共団体）が、その経費を支弁するため国民から強制的に無償で徴収する金銭」（佐藤幸治『憲法（第三版）』一七九頁（青林書院、一九九五年）参照）と定義する。また、税法でも同様な趣旨で「国または地方公共団体がその必要な経費に充てるために、国民から反対給付なしに強制的に徴収する金銭給

付」（北野弘久編『現代税法講義』四頁「北野弘久執筆」（法律文化社、一九八九年）参照）を租税と定義する。いづれにせよ、租税とは、①国または地方公共団体が、②その必要な経費に充てるために、③反対給付なしに、④強制的に徴収される金銭給付であることには異論はない。

一方、保険料は、公権力によって強制的に賦課徴収されるものであるとしても、租税とはかなり性格を異にすると考えられる。第一に、社会保険料は一定の保険受給権を予定している（つまり、反対給付を予定している）点、第二に、保険料を徴収する保険者は市町村及び特別区や国保組合（平成五年度末で一六六組合）であり（法一三条）、保険者が必ずしも公権力を有しているものとはいえない点、第三に、保険料は賦課限度額が予定されている点（国保施行令二九条の五第二項六号）、第四に、保険料は「相互共済の保険の性質上保険事故により生ずる個人の経済的損害を加入者相互において負担すべきもの」（前掲小城市国保事件最高裁判決）である点、第五に、租税の場合には、広く国民ないし地域住民一般を負担者とするのに対し、保険料は相互扶助に基づく拠出という事業の性格上、その受益者及び負担者は保険集団の構成員に限られるという点が租

税とは大きく異なるのである。

このような租税と保険料の違いは、法形式の違いからくる技術的な帰結や両者の目的・機能の相違として認めることはできよう。判旨一はこれら相違があるとしても、「民主的なコントロールの必要が高い点」においては「租税と同一視」することを認めている。保険料が実質的には強制的に徴収されている限り、保険者の恣意的権限は認められず、民主的なコントロールが必要な点には異論はなからう。判旨はその意味において、限定的に租税と同一視していると解されるのであり、保険料と租税の本質的相違が皆無であることを判示しているものではないことを確認しておく必要がある。

三 社会保険料と租税法（条例）主義の適用

判旨一のように、仮に保険料と租税が「民主的コントロールが必要な点」において同一視できるとしても、租税法（条例）主義に該当する「租税」として保険料が含まれるか否かを検討する必要がある。なぜなら、憲法学は、憲法八四条の実質的適用段階になると、前述の定義から大きな跛行を示すからである。すなわち、前述定義において

租税とは異なるものに対して、憲法八四条の適用ないし準用を認めようとする傾向を示すからである。

憲法学、租税法がいう租税とは、一般的に前述のごとく定義される。これに対して、憲法八四条のいう「租税」の具体的範囲には各論者ごとに相違があるものの、租税が一方的・権力的課徴金の性格をもつという強制力行使の性格を租税法主義と結びつけて説明しているため、少なくとも法律上強制される金銭はこれに含まれるとされている（金子宏『租税法（第五版）』九頁（弘文堂、一九九九年）参照）。

また、今日の多数説は、憲法八四条の租税に含まれないものについても財政主権主義にかかわる問題として、憲法八三条により国会のコントロールが及ぶことを承認し（前掲佐藤一八〇頁）、憲法八四条については、租税の概念を本条の概念より拡張してとらえ、社会保険料もその範疇に含まれるとする（甲斐素直「租税法主義と社会保障関係課徴金」日大法学六一号一巻五四頁）。

判旨一は、民主的コントロールの必要性を根拠に保険料を租税と同一視し、保険料にも「一種の地方税」として租税法主義の適用を認める。この判断は、憲法学や租税法

学で議論されてきた租税の外延をどこに設定するかといった議論にふれていない。そして、限定的に保険料を租税と同一視することによって、租税法主義を類推適用ではなく、直接適用していると解される。

前述の租税法主義の租税概念につき、憲法学や租税法で論じられている「租税」と憲法八四条の「租税」の範囲は、かなりの差があり、理論上の整合性が難しく、疑問を抱かざるをえない。なぜなら、この租税概念拡大説の租税概念では、憲法三一条の納税の義務が規定している趣旨を説明することは不可能であり、このことは「租税」の統一概念化を放棄したものと解さざるを得ないからである。

このように理解することは、決して「形式的な租税法主義論を前提とする『国語学的』法解釈技術論のみに終始している」（北野弘久『新財政法学・自治体財政権』一六〇頁（勁草書房、一九七七年）参照）のではなく、租税概念拡大説には次のような解釈上の重要な問題を内包しているためである。

学説は、「（保険税及び保険料が）どちらも性格、機能とも同様のものでありながら、国民健康保険税として徴収される場合のみ課税要件明確主義の要請が及ぶというのは、

奇異な感じがする」（水野忠雄「租税法主義と課税条例の明確性」『憲法判例百選（第三版）』四二六頁（有斐閣、一九九四年）参照）として、租税概念の拡大をもって保険料についても保険税と同様の法理が妥当する旨を主張してきた。しかし、租税概念拡大説を貫くと、市町村国保については右法理は妥当するが、他の社会保険料により運営されている国保組合や健保組合、国家公務員共済組合などへの適用は以下の理由で理論上難しくなると考えられる。通説的な租税概念拡大説によると、憲法八四条の趣旨からして、国又は地方公共団体が国民に対し強制的に賦課徴収される金銭負担を含むとされる。国保以外の社会保険、例えば健康保険法に基づく健保組合の場合、健保の保険料が判旨一にいう性質を有するとしても、徴収主体が国や地方公共団体ではない自主的に組織された健保組合であるので、国や地方公共団体が強制的に賦課徴収する金銭負担に対して適用される租税法主義は健保の保険料には適用されないと理解するのが自然だからである（もともと、租税概念拡大説の中でも、賦課徴収主体について様々な見解がある。また、健保法の保険料の算出につき、明文上、算出基準の明確化の問題は少ないと思われるが、以下に述べる社会保

險原理の下で公権力によって強制的に徴収される社会保険料に係る統一的法理論の構築を検討する際、健保法の保険料の明確な算出基準が如何なる法理に基づいて規定されているかについては検討する必要がある。

判旨が仮に租税概念の拡大をもって保険料に租税法律主義を適用するようであれば、以上のような問題も論理上生じてこよう。しかし、判旨は、保険料が憲法八四条の租税概念に含まれるか否かといった判断を避けつつ、租税法律(条例)主義を適用しており、極めて法解釈的にも巧妙に判断がなされていると評価できる。このように、判旨一のように、民主的コントロールの必要性を根拠に租税法律(条例)主義を適用して判断する論理は基本的には妥当であると考えられる。

四 本件条例と租税法律主義の趣旨

本件の請求は、国民健康保険料の賦課処分取消であるため、保険料の算定方法そのものに違法性がなかったかを検討する余地は残されている。つまり、賦課処分が法八一条の趣旨に合致する妥当な基準に基づいてなされたのか、恣意的な裁量下で決定された基準ではなく、法八一条が受忍

できる範囲内の裁量に基づいてなされたかどうかを判断すべきである。そう解すると、租税法律(条例)主義云々を持ち出すまでもなく、法八一条に租税法律主義の趣旨が含まれているかという問題になり、基準そのものに違法性があるか否かの判断のみで足りたものであると考える。憲法学や租税法学からは、保険料に対する民主的コントロールの必要性を根拠として、憲法八四条の保険料への租税法律主義の適用が判示された。これに加え、前述より社会保険原理の下での保険料算出基準の明確化に関する統一的法理の構築について、社会保障法学独自に検討を深めることができよう(堀は「社会保障法上の金銭の徴収については、憲法八四条の租税に含まれるかというよりも、同条の規定の趣旨が適用されるか否かという観点から論ずる方が妥当である」としており、本質的に本評釈の立場と同じであると理解している。堀勝洋『社会保障法総論』一八九頁(東京大学出版会、一九九四年)参照)。したがって、保険料算出基準の明確化に関する問題は、社会保障法学の視点から法八一条の問題としてとらえることもできよう。

判旨二によると、法八一条は、保険料について租税法律(条例)主義に内包される課税要件条例主義と課税要件明

確主義が妥当することを確認的に規定したものと解するべきであるとする。法八一条の規定趣旨や明文上から、法八一条は賦課要件条例主義が妥当するという右見解には異論はなからう。

次に、賦課要件明確主義の趣旨の法八一条への妥当性如何を検討する必要がある。そもそも賦課要件明確主義とは、法律において又はその委任の下に政令や省令において課税要件及び租税の賦課・徴収に関する規定をなす場合に、その規定ができるだけ一義的に明確になされることを求めるものである。この趣旨は、次の理由で法八一条にも内包されるといえよう。

第一に、社会保険制度の基本的特性に理由を求めることができる。社会保険制度は、受益者及び負担者が連帯意識の存在を前提として保険者集団を形成しており、その集団内で社会保険料の決定に際し、何らかの形で被保険者ないし組合員代表が関与している。そこで決定された社会保険料は、民主的に決定されたものであるから、その料率等については、保険者の自由裁量を認めるものや不確定概念、概括条項であってはならない。たとえば、本質的に社会保険制度が保険者の自治によって成立しているとしても、賦課

要件を明確に規定することは民主制の原則からも求められよう。

第二に、国保に強制加入させ、保険料が賦課されることは、財産権を故なく侵害するものとはいえない（小城町国保事件最高裁判決）という判決が定着しているが、過重な保険料負担に対する財産権の侵害については、その後の財産権制限法理の発展からも再度検討する余地は残されていない。つまり、賦課要件の明確ではない保険料徴収と財産権の侵害について、減免措置に該当しない低所得者層の国保保険料未払いの問題とともに社会保障法学の側から検討する必要がある（同趣旨の見解として、前田徹生「国民健康保険条例の合憲性」『社会保障判例百選（第二版）』一七頁（有斐閣、一九九二年）参照）。この検討は本評釈の域を超えるが、財産権の侵害にあたらぬというためには、保険料賦課に際して、賦課要件が明確にされていることが条件の一つとして挙げるべきであろう。

したがって、法八一条には賦課要件明確主義の趣旨も内包されると解することができる。この点、判旨も同趣旨であると解する。

以上より、法八一条には租税法主義の趣旨が内包され

ており、法八一条の委任に基づく条例の規定内容が右趣旨に反する場合、同条例は違法であると解することもできよう。

五 賦課算定基準の適法性

判旨三によると、条例が料率等の規定を規則等の下位法規に明確に委任している場合、もしくは、条例の趣旨に照らして合理的な解釈により、その内容が明確になる場合には、料率自体を条例に明記しなくても租税法主義の趣旨に反しないとする。法の執行に際して具体的事情を考慮して保険料負担の公平を図るために、不確定概念を用いることはある程度不可避であり、必要なことであることを鑑みると、判旨三の判断は妥当ではなからうか。

本判決は、このように保険料率を条例に明示しなければならぬことまでも要求しているわけではなく、右の場合までは行政側に裁量的な判断を認めている。そして、判旨四、五、六の詳細な判断により、本件条例には委任に基づき賦課権者が賦課総額を確定するにあつてのよるべき基準及びその確定手続を定めた規則の下位法規が存在しないこと、賦課要件たる賦課総額の確定に広範な裁量の余地

があること、賦課総額の確定手続が一義的に明確ではないことなどから、本件条例は憲法九二条、八四条、法八一条に違反すると判断した。

賦課要件が明確されていないという右判旨の事実認定に基づくと、本件条例違反の根拠を租税法主義に求めるか、租税法主義の趣旨を内包した法八一条に求めるか如何に問わず判旨と同様の結論が導き出されよう。しかし、この判断は、右いずれの根拠が求める賦課要件明確性の程度の解釈によつて大きく異なると思われる。各根拠に基づく賦課要件明確性の程度に関する理論構成が早急に必要にならう。

以上より、違憲違法な本件条例に基づいてなされた本件各賦課処分はいずれも取り消すという本判決の結論には賛成である。

六 低所得者の保険料減免規定

Xは、本件条例は貧困についての減免規定をまったく欠落させており、法七七条の委任の範囲を越え、違法無効であると主張する。この論点は、本判決の結論には直接影響するものではないが、Xが生活保護基準の約四五〇

パーセントの収入しかないにもかかわらず、減免非該当処分を受けたことがXの本件提訴の契機であると思われ、且つ、社会保障法学において重要な論点であるので減免規定につき若干触れておく。

本件条例は、大別して、①災害罹災者、②農作物に被害を受けた者、③前年に比して著しく所得が低下した者のいずれかに該当する低所得者を減免の対象としている。従来から、全体として低所得者の多い国保加入世帯にとって、保険料・税の負担は厳しく、そのうえ、応能割（所得割と資産割）と応益割（被保険者均等割と世帯別平等割）に基づいた保険料・税の決め方からして低所得者層ほどその負担が重くなっていることが指摘されている（小川政亮「社会保障における勤労者負担の法構造」小林直樹・北野弘久編『現代財政法の基本問題』七五頁（岩波書店、一九八七年）参照）。このような保険料・税の賦課は憲法二五条にいう健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を侵害し、且つ、財産権をも侵害しているといえよう。法七七条は、いわゆる「できる規定」によって、現に保険料負担を困難とする状況にある者についての保険料・税の減免規定を定めている。保険料・税を賦課されている者としては、その生

存権を守るために減免申請を要求する権利があるといえる。それ故に、減免要件・減免基準等が保険者の条例または規約によって明示されるべきであり、少なくとも、最低限度の生活水準を定めた生活保護基準以下の収入の者すべてが、生活保護受給如何に関わらず減免の対象となるべきである。本件では、Xの右主張は直接争点にはならなかったが、この主張こそ現行社会保険の根源的問題ではなからうか。したがって、低所得者への配慮をも内包する保険料賦課に關して、社会保険制度に一貫した法理論の構築が急がれる。

七 おわりに

本判決は、保険料を民主的コントロールの必要性から租税と同一視して租税法律主義を直接適用している。租税概念拡大説に依拠しない右枠組は、秋田市国保事件の判旨をほぼそのまま本件に適用したものであるといえよう。

国保に対する租税法律主義の適用は理論上可能ではあるが、社会保険原理の下で公権力によって強制的に徴収される社会保険料に係る統一的法理論の構築という観点からすると、社会保険制度全体に租税法律主義を適用することは難しい。しかし、法八一条が、租税法律主義の賦課要件条

例主義や賦課要件明確主義の趣旨を内包していることは、社会保険制度の民主的運営上明らかであろう。したがって、法八一条によって規定された条例が右各趣旨に反するものであれば違法であることに疑いの余地はなからう。

本評釈の立場は、社会保険制度には租税法律主義の直接適用は国保についてのみ妥当性を見出せるが、社会保険原理の下で公権力によって強制的に徴収される社会保険料に係る統一的法理論の構築の観点からすると直接適用はのぞましくなく、むしろ、その趣旨を内包する社会保険各法の規定を根拠にして租税法律主義の規定の趣旨が適用されるか否かを判断すべきである、というものである。このことは保険税徴収にも適用可能であり、本判决の論理に比べむしろ論理一貫性は担保されていることを指摘しておきたい。

なお、国保の保険料は、加入者の生活実態や所得状況などの負担能力に応じて決定するのではなく、予定する保険料収入額から逆算する仕組みで算出される。この仕組みは、二〇〇〇年四月から施行される介護保険法の保険料算出にもあてはまることから、本件で呈示された問題は今後も検討されなければならない課題といえよう。

最後に、本条例が違法になると、同時期になされた大量

の保険料賦課処分について同様に取消を求められる可能性があり、法的安定性を著しく損なうために本判决への行訴法三一条の事情判決の適用を十分に慎重であるべきではあるが検討する余地もあろうという評釈もあるが、この点については異論を唱えざるを得ない。社会保障訴訟は、訴訟を通じて社会保障制度の違法、違憲性を明らかにし、権利の実現を目指す。さらに、訴訟においては制度運用のあり方に変更を迫り、新たな政策立案の指針ともなりうる。訴訟を含めた権利救済の手段なくして社会保障権の実現はありえない。社会保障訴訟の本質を理解されぬままの事情判決適用論は、社会保障における権利保障自体の否定であることを強調しておかなければならない。

本件に関する論文・評釈として以下のものがある。

工藤達朗「国民健康保険料と租税法律主義」平成一〇年重要判例（一九九九年）二二頁

倉田聡「国民健康保険料と租税法律主義」フロンティア一八〇、九八年夏季号（一九九八年）三四頁

田中浩「租税法律主義」の類推適用はどこまで許容されるのか」税五三巻九号（一九九八年）四頁

長尾英彦「国民健康保険条例と租税法律主義」中京法学三
三卷二号（一九九八年）三九頁

林仲宣「判例から学ぶ税法(1)租税と国民健康保険料」法律
のひろば五一巻九号（一九九八年）七七頁

人見剛「行政判例研究四三五」自治研究七五巻八号（一九
九九年）一二四頁

福田泰生「社会保障判例」季刊社会保障研究三四巻三号
（一九九八年）四二二頁

藤井俊夫「租税法律主義と旭川市国民健康保険条例の合憲
性」判例セレクト'98（法学教室二二二号別冊付録）九頁

山田洋 判例評論四八三号（一九九九年）一七二頁

※脱稿後、倉田聡「社会保険財政の法理論―医療保険法を
素材にした一考察―」北海学園大学法学研究三五巻一号
（一九九九年）一七頁に接した。